

京都市告示第242号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成23年9月13日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名称	所在地	指定年月日
松原医院	北区小山西元町26番地	平成23年8月1日
福島内科医院	伏見区深草下川原町51番地の5	平成23年9月1日
三木医院	伏見区桃山町山ノ下23番地の5	平成23年9月1日
湯浅歯科医院	右京区太秦御所ノ内町17番地	平成23年8月1日
ユタカ調剤薬局桂	西京区御陵溝浦町19番地の1	平成23年6月8日
コスモス薬局 山科店	山科区音羽役出町1番地の42	平成23年8月1日
訪問看護ステーション碧い音	北区平野桜木町18番地の1	平成23年8月3日
訪問看護ステーションせらぎ	上京区上御霊前通室町西入玄蕃町28番地の1	平成23年5月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)